

平成15年度工事定期監査の結果に基づき講じた措置（環境局，みなと総局）

(1) 設計・積算

設計

ア ごみ焼却プラントのシステム計算機更新工事において，従来型のポリ塩化ビニル製制御用ケーブルを使用していたが，環境への負荷が少ないことから，近年多く採用されているエコケーブルを採用するよう，配慮すべきであった。

今後は，可能な限り環境に配慮した資材を採用していく必要がある。

（環境局施設課）

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

ケーブルの新規布設，張り替え等を行う場合は，原則として環境負荷を配慮したエコケーブルを使用することとしますが，従来型との性能比較など、技術的な検討を必ず行うものとし、イニシャルコストを踏まえた総合的な判断を行うよう周知徹底した。
また、各クリーンセンターに対しても、同様に周知徹底した。

積算

ア 布施畑環境センターにおける，事業系資源ゴミの選別・仮置きをするためのヤード整備工事に關し，飛散防止用の擁壁を設置する際，掘削工が人力での施工として積算されていた。

しかしながら，当該箇所は施工用地が広く，支障となる物件がないこと等から，本来，掘削工は機械での施工とすべきであり，過大である。

土工の積算に当たっては，現場条件を十分に調査し，適切な施工方法を適用すべきである。

（環境局施設課）

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

工事の設計積算にあたっては、現場諸条件を十分調査、反映されているかどうかを検証するためチェックリストを作成し照査することにより単純な錯誤等の遺漏が発生しないようにした。

イ ごみ焼却プラントの電源装置更新工事において，無停電電源装置費の積算に際し，メーカー1社のみで見積り単価で積算していたが，原則として，メーカー見積りによる場合は3社以上のメーカーから徴取することとなっており，過大積算の恐れがある。

今後は，積算基準を遵守し，適正に行う必要がある。

（環境局施設課）

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

メーカー見積もりを余儀なくされる積算を行う場合は、積算の妥当性、適正化を図るためにも積算基準を遵守するよう、改めて周知徹底した。

(2) 施工・監督

監督

ア プラント設備工事において、工事監督日誌に、建設現場での発生事項のみを記載しており、協議、承諾、指示事項及び製造工場での検査立会い等の記載が抜けていた。

今後、工事監督規程に基づき、工事監督日誌を整備する必要がある。

(環境局施設課)

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

工事監督にあたっては、工事監督日誌に、協議・承諾・指示事項や製造工場検査立会い等の記載漏れをなくすようにすると共に、工事監督規定の遵守を周知徹底した。

イ 河川改修工事の施工において、足場の構造が、両護岸のブロック表面の凹凸部に、角パイプを梁として掛け、その上に作業床を置く形状となっていた。

これらは固定されておらず不安定であり、振動等が大きい場合には落下のおそれがある。

監督員は、労働災害を防止するために、施工上の安全管理により注意を払うべきである。

(みなと総局西神整備事務所建設課)

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

ア 安全パトロールの実施

平成15年12月25日 西神整備事務所職員による工事現場の安全点検

平成16年 2月18日 西神南拡張工事現場において、事務所監督員と請負人との合同による各工事現場の安全管理について点検

平成16年 5月26日 西神整備事務所職員による工事現場の安全点検

イ 安全講習会の実施

平成16年 3月19日 西神整備事務所職員及び工事請負人を対象に安全管理について講習会を実施

講習内容：労働安全衛生法と安全管理のしくみについて

ウ 安全協議会の開催

各造成地で、工事間の工程調整・場内の安全管理等の調整会議を月1回程度実施。

エ その他

建設課内会議及び事務所内会議において、安全管理に対する周知徹底を図った。

(3) 検査

ア 電気室上屋新築工事において、工事完成検査時に指摘した手直し工事完了の確認前にもかかわらず、工事完成検査合格報告書を作成し、建物の引渡しを受けていた。

工事請負契約約款に基づき完了の確認後、建物の引渡しを受けるべきである。

(みなと総局工務第1課)

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

ア 建築係会議の開催(平成15年12月18日)

監査講評の終了後、直ちに建築係会議を開催し、「神戸市請負契約約款」第29条第5項の規定を再確認し、軽微な手直し工事においても、その手直し工事完了の確認後、工事完成検査報告書の作成を行い、建物の引渡しを受けることを厳守するよう、事務の流れ(手直しの指示から完成引渡しまで)の再確認を行った。

イ 建築・機材連絡会における周知徹底(平成15年12月24日)

さらに、課内の監督担当職員への周知徹底を図るため、建築・機材連絡会において、担当主幹より、当該事案の説明を行い、課内監督担当職員に、上記同様の周知徹底を行った。